

放課後児童健全育成事業の支援員数と資格に係る基準について

国の配置基準が「従うべき」から「参酌して自治体で判断できる」とされたことから、以下のとおり対応したい。

坂井市放課後児童健全育成事業の設備
及び運営に関する基準を定める条例

【支援員数】

現在 ・支援員数は支援単位ごとに2人以上
・そのうち1人は補助員でも可能

必ず2人で従事



改正案 ・支援員数は支援単位ごとに2人以上
ただし次の場合を除く
2人のうち1人が補助員の場合
市長がやむを得ないと認める場合

児童数が1名の時は1人で従事も可

【資格要件】

現在 ・次のいずれかに該当する者であって、当道府県知事又は指定都市の長が行う研修を修了した者（令和5年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）



改正案 研修を修了した者（2年以内に修了予定の者を含む）

- ① 保育士 ② 社会福祉士 ③ 教諭
- ④ 児童福祉事業従事者（2年以上）
- ⑤ 大学の社会福祉学等修了卒業者等
- ⑥ 放課後児童健全育成事業の類似事業者従事者（2年以上）
- ⑦ 放課後児童健全育成事業従事者（5年以上）

支援員の質の向上と安全なクラブ運営について

支援員配置基準を緩和することにより、クラブ運営で、安全の確保及び支援員の質の担保が課題となるため、以下のとおり対策を講じる。

支援員数について

- ・市長がやむを得ないと認めた場合とは、児童が1名以下の場合とする
- ・緊急事態に備え、必ず1名は連絡を取ることができる体制をとる

資格要件について

- ・積極的な研修受講に努める

- 坂井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（職員）

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。（1）放課後児童支援員のその1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。場合（2）その他市長がやむを得ないと認める場合

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したもの（研修計画を作成し、当該計画に従い、2年以内に修了すると見込まれる者を含む。）でなければならない。

（1）保育士の資格を有する者

（2）社会福祉士の資格を有する者

（3）学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事した者

（4）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

（5）学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

（6）学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

（7）学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（8）外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（9）高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者

（10）5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

—（経過措置）—

2—この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和5年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。